

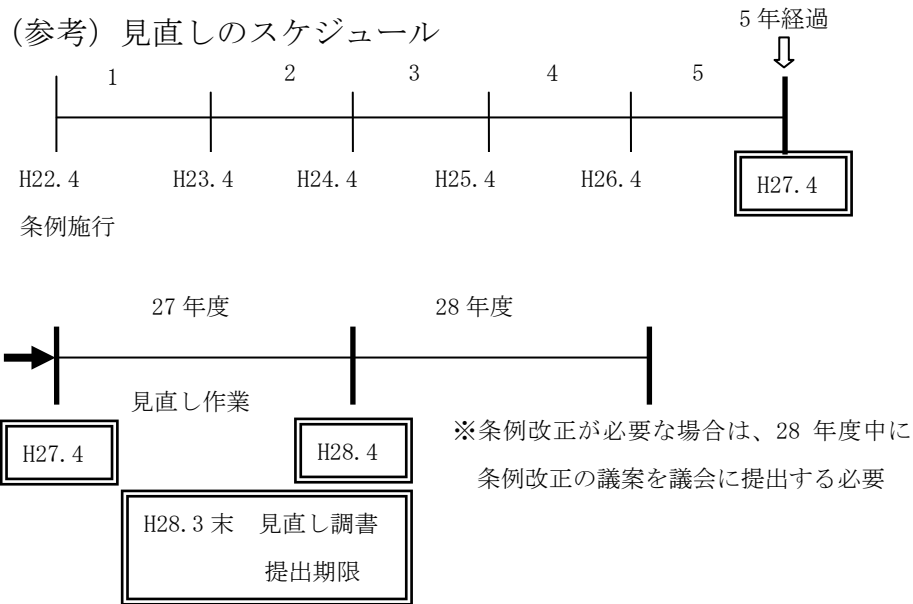
「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」
見直しのスケジュールについて

1 見直しのスケジュール

「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」（平成22年4月施行、以下、「条例」）では、附則2において、施行後5年経過後の見直し規定を設けている。

そこで、かながわ協働推進協議会内に条例見直し検討部会（以下、「部会」）を設置し、議論を行うこととする。

条例見直しのスケジュールは、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」により、5年経過後である平成27年4月以降、翌年3月末までに、「条例見直し調書」を作成し、県議会の所管常任委員会へ報告するとともに、県のホームページで見直し結果について公表することとなっている。



2 今後の部会開催スケジュール（案）

- | | |
|---------|-----------------|
| 平成27年2月 | 第2回部会開催予定 |
| 平成27年3月 | 平成26年度第2回協議会に報告 |
| 平成27年度中 | 3、4回程度部会開催予定 |